平成13年12月11日 総合規制改革会議

### 第2章 その他の分野について

# 5 環境

### 【問題意識】

### (人と自然との共生)

外来種による影響も大きい。現在、多様で大量の外来種の輸入や利用、人と物資の移動 に伴う非意図的な移動により、野生生物が本来の生息地の外で野生化し、生態系への悪影 響のみならず、産業や人の健康・生命にも悪影響をもたらすようになってきている。

#### 【改革の方向】

### (人と自然との共生)

外来種問題に係る仕組みとしては、現在、外国からの生物の輸入や国内での移動に関するものが幾つか存在するが、その目的は「農業生産の安全及び助長を図る」等であり、生態系、生物多様性、人の健康や産業など広範な人間活動に影響を与える外来生物のリスク管理全体を幅広くカバーするものではない。内閣府大臣官房政府広報室「自然の保護と利用に関する世論調査」平成13年5月によれば約9割の国民が外来生物に対する持込み制限などの規制を望んでいることにこたえるべく、「人と自然との共生」を図る観点から外来種問題に係る仕組みを整備する必要がある。

### 【具体的施策】

- (5) 人と自然との共生
- 8)外来種による生物多様性の侵食、生態系、人の健康・生命や産業への悪影響を回避するため、「人と自然との共生」を図る観点から外来種問題に係る仕組みを整備する。
- イ 「人と自然との共生」を図るための国家戦略の実現のための措置
- (ウ)「人と自然との共生」を図る観点からの外来種対策の在り方に係る検討【平成14年度中に措置】

早急な対応が望まれる外来種問題については、既存の制度では不十分であり、「人と自然との共生」を図る観点からの制度の構築が必要であり、実効ある制度の構築に向け法制化も視野に入れて早急に検討を開始し結論を出すべきである。なお、上記検討に当たっては、外来種による生物多様性の侵食等の影響を回避するために必要と考えられる以下のような

対策、制度の実効性の確保に不可欠であるリスク評価や水際対策等に必要な体制整備の観点も含めて議論し結論を得る必要がある。

# 1)外来種導入に関するリスク評価及びこれに基づく制限

危険性が高いと思われる種について、野生化の可能性や野生化した場合の生態系、野生生物種、産業、人の健康等への影響を科学的に評価を行う。その上で、危険性が高いと評価されたものに対しては、輸入、利用等に関し一定の制限を課す。

### 2)外来種の管理を適正に行うための対策

リスク評価の結果、適正な管理が必要と評価された種について、当該外来種を所有、利用、管理する者に対し、遺棄・放逐の禁止、逸出の防止、登録義務等を課す。

### 3)外来種の駆除や制御に関する対策

問題外来種の駆除事業を実施している自治体、NGOなどに財政的支援を行う仕組みが必要であり、問題外来種の野生化をもたらした責任を有する者等に対し、駆除と制御(増殖・蔓延・影響の抑制)に係る一定の役割を課す(定着した問題外来種の駆除、在来種の利用促進事業に係る基金への出資など。)

### 4) 在来種の産業利用の促進

在来種の産業利用に係る研究・開発を促進し、外来種利用産業における在来種利用を促進する。

平成15年3月28日 総合規制改革会議

### 横断的措置事項

## 3 環境関係

# エ 人と自然との共生

外来種問題については、「人と自然との共生」を図る観点から実効ある制度の構築に向け法制化も視野に入れて早急に検討を開始し結論を出す。その際、以下のような対策、制度の実効性の確保に不可欠であるリスク評価や水際対策等に必要な体制整備の観点も含めて議論し結論を得る。

- a 危険性が高いと思われる種について、野生化の可能性や野生化した場合の生態系、野生生物種、産業、人の健康等への影響を科学的に評価を行う。その上で、危険性が高いと評価されたものに対しては、輸入、利用等に関し一定の制限を課す。
- b リスク評価の結果、適正な管理が必要と評価された種について、当該外来種を所有、利用、 管理する者に対し、遺棄・放逐の禁止、逸出の防止、登録義務等を課す。
- c 問題外来種の駆除事業を実施している自治体、NGOなどに財政的支援を行う仕組みが必要であり、問題外来種の野生化をもたらした責任を有する者等に対し、駆除と制御(増殖・蔓延・影響の抑制)に係る一定の役割を課す(定着した問題外来種の駆除、在来種の利用促進事業に係る基金への出資など。)
- d 在来種の産業利用に係る研究・開発を促進し、外来種利用産業における在来種利用を促進 する。